

CUNN有期雇用労働アンケート結果の概要

2010. 11. 5

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

<労働者の労働者による労働者のためのアンケートです>

今年の夏、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークは、ネットワークに加盟するユニオンを中心に「有期雇用労働」についての調査を行いました。

働く人の3人に1人が「非正規労働者」という現状のなか、国も「有期労働契約」についての法律を作るかどうかの検討を始めており、非正規・有期雇用で働く人の声を、私たち労働者自身が拾い集め、訴える必要性があると考えたからです。

全国で555人の声を集めました。アンケートは、正社員の働き口が見つからずやむなく有期雇用労働者となり、雇用不安と苦しい生活を強いられている事実、次に働くならば「期間なし雇用」で安定した雇用と生活できる賃金を希望している事実が浮かびあがっています。また、正社員との待遇格差への不満、「非正規労働者」という雇用身分の固定化による被差別感から職場での人間関係が悪くなっている様子も明らかとなっています。

一方、有期雇用であっても、組合を作って粘り強く交渉を継続することにより、雇い止めが長年食い止められている事実や、正社員と非正規社員が団結した職場では非正規社員の待遇が改善している、という希望も見えてきました。

私たちコミュニティ・ユニオン全国ネットワークは「①直接雇用で、②期間の定めがなく、③仕事の価値に見合う、生活出来る賃金」が保証される労働法制度の実現を目指して活動しています。

多くの方にアンケートを読んでいただき、私たちのネットワークに参加されるよう願っています。

<回答者の属性>

女性が74.6%と多い。年齢は、平均年齢46.5歳である。婚姻状況は、既婚者が57.9%である。独身者は、家族同居が53.3%を占めている。扶養家族のある人が25.9%いる。扶養家族数は、一人が48.6%と最も多いが、二人以上も45.2%を占めている。

雇用形態は、民間企業が68.1%、公務が30.1%である。民間の内訳は“契約社員”が42.6%と最も多い。コミュニティ・ユニオンの構成組合員が原則的に民間企業の労働者であることを鑑みれば、公務労働者からの回答が多かったと言うことができ、今後も公務労働者組合との連携、共闘しての運動が必要である。

<回答者の労働条件> 長い勤続年数・・・平均7.4年、10年以上も26.8%

1日あたりの労働時間の平均は6.9時間であるが、男女とも1日8時間、週5日勤務が最も多く、フルタイムで働く労働者が多いといえる。ただし、女性の1日の労働時間に限定すれば、7時間以下の労働者が47.1%おり、「短時間労働者」が多い。契約期間は、1年以上が75.3%となっており、契約期間は比較的長い。

通算勤続年数は、平均7.4年である。3年以上が69.7%を占め、10年以上も26.8%おり、有期労働契約といえども契約更新を繰り返し長期雇用になっている。本アンケートは組合員中心に実施している。有期雇用契約といえども、“組織化”が雇い止めを防止し、雇用の継続に効果を上げることを立証している。

<有期労働契約を結んだ経緯> 正社員の働き口がなかったから

正社員としての働き口がなかったから、が56.9%を占めている。一方「正社員と比べると長く同じ会社に勤める必要がない」等の積極的に有期雇用契約を希望する労働者は3.2%しかいない。労働者が「有期雇用契約であること」を“働き方の多様な選択肢の一つ”としてとらえていないことは明らかである。「その他」の自由回答では、「私生活の都合(労働時間、扶養者控除の範囲内で働きたい)を優先して有期雇用を選んだ」が20名と最も多いが、労働条件の内容が希望にあっていることと期間の定めの有無は別問題であることに注意しなけ

ればならない。

採用面接で、「有期雇用契約の理由」、「契約更新の判断基準」について説明を受けた労働者が半数に満たない一方で、過半数が使用者から長期雇用を期待させる言動を聞いている。「有期労働契約の合理的な理由」は明確でないと言えよう。

<契約更新手続きについて> 特段更新の意思確認も行わないなどずさんな更新手続きも35%

雇用契約書の交付は約90%が受け、更新の有無についても67.9%が明記されている。労働契約の書面提示という最低限の義務の履行は定着してきているといえる。契約更新手続きをみると、「更新日の2週間以上前に更新の意思確認をした後契約書を取り交わす」が41.4%ある一方で、「更新日より前に契約書を取り交わしはしても更新の意思確認はない」、「更新日を過ぎて契約書を取り交わしたことがある」、「特段更新手続きは行わない」を合わせると35%にのぼり、ずさんな更新手続きをしているところも依然として多い。

<収入と生活状況について> 昨年の年収の平均は195万円、53%が「生活が苦しい」と感じている

現在の給与の平均は、時給が996円、月給が173,711円である。時給で最も多いのは800円から900円未満(32.7%)である。月給では、18万円未満の合計が63.4%に達する。また、月給の平均額を男女で比較すると、男性の205,340円に対して女性は166,619円と約39,000円の差がある。二つ以上の職を掛け持ちしているのは、7.4%であった。

(残業を含む)月収と年収をみると、月収は152,661円、年収は1,955,244円である。生活状況の実感としては53%が「苦しい」と感じている。「苦しい」と感じている人の月収の平均は148,277円であり、苦しいと感じている人が「これくらいあればやっていける」と思っている月収の平均は214,559円と、その差額は66,282円と隔たりが大きい。

<労働と待遇について> 自分の仕事と賃金が見合っていないと感じている人が62.5%。これくらいあれば見合うと希望する賃金との差は61,000円

正社員との仕事内容の比較については、「変わらない」と「殆ど同じ」を合わせると56.2%にのぼる。一方、82.9%が正社員との待遇に格差を感じ、62.5%が自分の賃金が仕事に見合っていないと感じている。自分の賃金が仕事に見合っていないと感じている人の賃金の平均は、時給制では980円で、月給制では178,697円である。見合っていないと感じている人が「これくらいあれば見合う」と思っている賃金の平均は時給1,333円、月給240,194円で、その差額は時給で353円、月給で61,497円と隔たりが大きい。

67.2%が働き始めてから仕事内容がレベルアップし、58.6%は昇給もしているが、問22(生活状況)、問26(正社員との待遇の差)、問28(仕事と賃金のバランス)の回答をみると、現実の給与水準には満足していない、ということができる。

正社員への登用制度は56.6%が未整備である。正社員登用制度に応募したい理由としては、安定的雇用、働きに見合った処遇、生活できる賃金を希望する人が大半である。職場の人間関係については、“非正規雇用”という雇用区分による被差別に起因するものが大部分である。また、雇用区分の違いからコミュニケーションがうまく取れていない実態も浮かび上がっている。

<雇止めに関する紛争について> 雇い止めにあってもあきらめないで! 団交で撤回も可能です!

過去、雇止めや解雇された経験がある者は24%である。しかし、雇止め・解雇された者は、84.2%がその雇止め・解雇の理由に納得がいかない、としている。紛争の解決内容については、労働組合に加入し団体交渉したケースが高い水準で解決している。

<有期雇用労働についての評価> 76.6%が「次に働くなら期間なし雇用」を希望

期間なし雇用で働くことを希望している者が76.6%と、大半が期間なし雇用を希望している。